

# 新しい県有林のシステム販売

## -やまなし支障木等活用型システム販売-

県有林内で発生する間伐材や工事支障木などの低付加価値材を、安定的に供給することにより、その利用促進を図ることを目的とする販売方法です。

### 工事支障木・間伐材等の販売

#### 工事請負会社(随意契約)

##### ①工事請負方式(立木)

(いままで通り、工事請負業者主体に伐採・集積について買取または造材・集積を行う)

##### システム販売(支障木等活用型)②, ③

##### ②工事請負伐採システム買取方式(立木)

(工事請負業者が伐採・集積をするが、県有林材の買取はシステム販売契約者が行うことで処理していく)

##### ③間伐材等販売方式(素材)

(森林整備、工事支障木等により発生した残置林材を、システム販売契約者に優先的に販売する)



### 支障木等活用型の流れ

